
【重要】 会員の皆様へ ご案内

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が 2023年10月1日から始まります

2023年（令和5年）10月1日から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、仕入税額控除をする際には課税事業者であり適格請求書発行事業者から交付される適格請求書（インボイス）が必要となります。

適格請求書発行事業者から仕入れた商品であれば、当該事業者からインボイスを発行してもらうことで仕入税額控除が可能となりますが、一方で適格請求書発行事業者でない免税事業者や一般消費者等から仕入れた商品の場合は、インボイスが発行されないのが原則として仕入税額控除をすることはできません。

制度スタートに伴い、全ての請求書発行の際に「登録番号」を記載する必要があり、インボイスを交付する事業者になる場合は、事前に登録が必要となります。登録番号の取得は2021年10月より税務署で受付が始まっております。手続きには時間がかかる場合がありますので、お早めにご準備をお願いいたします。

※登録番号を取得されていない場合、オークション及び共有在庫市場への参加ができません。

詳しくは税務署、または顧問の税理士にお問い合わせください。

（国税庁のホームページでも案内されています）

10月より当社提供システム上で番号の登録が可能になる予定です。

登録方法などについてご不明な点は

（株）オークネット運営部経理管理グループまでお問い合わせください

（03-6440-2222 ガイダンス2番）

インボイス制度について、
詳しくは国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
(<https://www.nta.go.jp>)

当社の適格請求書発行事業者の登録番号は以下の通りです。

名称：株式会社オークネット

登録番号：T4-0100-0111-6006